

ID: 21

担当部署: 企画課

処分の概要	分割納付の承認		
例規名 根拠条項	八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例 第5条第1項ただし書		
例規番号	平成21年条例第36号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収方法) 第5条 分担金は、当該事業の施行の年度内に一時に徴収するものとする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、分割して徴収することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、分担金の賦課徴収については、八頭町税条例(平成17年条例第59号)の例による。</p> <p>3 分担金の分割納付の承認を受けた事業者は、その事由が消滅したときは、遅滞なく規則に定めるところにより、町長に届け出なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例施行規則第6条の規定による。 (分担金の分割納付) 第6条 条例第5条第1項ただし書の規定により分担金の分割納付を承認する基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定により分担金の分割納付を希望する者は、分担金分割納付申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その結果を分担金分割納付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。</p> <p>4 分担金の分割納付の対象は、分担金分割納付申請書を提出した日に属する年度に係る分担金とする。</p> <p>5 条例第5条第3項の規定による届出は、その理由を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>6 町長は、条例第7条の規定により分割納付の承認を取り消し、又は分割納付の期間を短縮したときは、分担金分割納付取消等通知書(様式第6号)により通知するものとする。</p> <p>7 町長は、条例第7条の規定により分割納付の承認を取り消したときは、その期間に係る分担金を一時に徴収するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日